

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に関する具体的な「量の見込み」と「提供体制の確保」に関する基本的な考え方について

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に関する平成27年度から平成31年度までの間における全市及び行政区ごとの「量の見込み」については、資料4のとおり。

以下においては、原則として全市における「量の見込み」を提示しつつ、子ども・子育て支援新制度が開始予定の平成27年4月1日時点で教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に関して、札幌市の需給バランスはどうなっているのか（見込みなのか）、仮にニーズ量>供給量（施設や事業者が不足している状態）になっている場合にどのような基本的な考え方をもって供給量を増やしていこうとするのかに関する案を記載する。

ただし、ここに記載している「基本的な考え方」などについては、今後、国において子ども・子育て支援新制度に関する検討がさらに進むにつれて変更をしなければならなくなる可能性があることはもちろん、各保育サービスの提供に関して札幌市が負担することとなる費用がまったく国が示されていないため、財政的な問題から供給量を増やすことができなくなるおそれがあることをあらかじめ御了承いただきたい。

また、実際にそれぞれの保育サービスに関するニーズに対してどれだけ供給量を確保できるかについては、上記の市の財政的な問題のほか、事業者が実際にどれだけ保育サービスを実施しようとするかという意向によって大きな影響を受けることになる。

1 教育・保育関係

(1) 1号認定(3～5歳・教育のみ)及び2号認定(3～5歳・保育の必要あり)のうち学校教育利用の希望が強い児童

教育・保育提供区域
行政区
量の見込みと平成27年4月1日の制度開始時点における市内の既存供給量
別紙1参照
量の見込み(ニーズ量)の算出方法
国の手引きによる。
27.4.1 時点の供給(見込)量の算出方法
<p>各行政区ごとに当該行政区内に所在する施設について、以下を合計したものを供給量とみなした。</p> <p>① 平成26年4月1日時点で所在する幼稚園の入園児童数及び認定こども園のうち2号認定子どもに相当する子どもの入園児童数の原則過去3年間(平成23～25年度)の平均実績数(3か年平均)</p> <p>② 平成27年4月1日までに新たに認可を予定している幼保連携型認定こども園を構成する保育所の定員数のうち、2号認定子どもに相当する数</p> <p>※ 供給量をどのように見込むかについては、おおむね2通りの方法が考えられる。認可定員=供給量とみなす方法と利用実績数=供給量とみなす方法である。これに関しては、定員を超えて児童を保育している場合、定員を下回る児童を保育している場合のいずれの場合においても、利用実績数とその施設の実際の受入可能な児童数、すなわち供給量を反映しているものと判断し、上記のとおり原則として過去3年間の利用実績数の平均を採用することとした。</p>
平成27年4月1日時点の需給バランス(見込み)
<p>市全体で見ると、ニーズ>供給となるが、区別に見ると区ごとにそれぞれ大きく状況が異なり、中央区、東区、白石区及び西区(以下この表において「中央区等」という。)はニーズ>供給となっているが、それ以外の区はニーズ<供給となっている。上記のとおり、ここにいう「供給」とは利用実績のことであるから、利用実績分のニーズがないという結果になっている区が6つ生じている。</p>

需給バランスがニーズ>供給の場合における基本的な対応方針

対応方針①

市内すべての幼稚園に対し、利用実績に応じた利用定員を割り振ることができるように、ニーズ>供給となっている中央区等におけるニーズに対し、ニーズ<供給となっている中央区等以外の区（主に隣接区を想定）に所在する幼稚園等により供給量を確保する。ただし、この取扱は市内すべての幼稚園に対し利用実績に応じた利用定員を割り振ることができるようにするという目的を達成する限度でのみ実施することを原則とし、利用実績を上回る利用定員の設定を行うのは原則としてニーズ>供給となっている行政区のみとする。

なお、幼稚園の認可定員の変更に当たっては、各園から北海道に対して園則変更認可申請をした後、北海道私立学校審議会の答申を受ける必要がある。所要の手続きが円滑に進むよう札幌市としても北海道に対して働きかけていくこととする。

※ 具体的にどの行政区のニーズにどの区に所在する幼稚園等でどれだけの量の供給量を確保するかについては、今後実施予定の施設に対する意向調査の結果等を踏まえ、改めて計画策定手続の中で市子ども・子育て会議の御意見を伺う予定（26年8月以降を予定）（理由）

単純化した以下の事例により説明を行う。

例（A～D幼稚園のすべてが施設型給付を受ける幼稚園への移行を希望しているものと仮定）

中央区（ニーズ>供給）

ニーズ	500人分	
供給（A幼稚園）	150人（認可定員）	150人（利用実績）
供給（B幼稚園）	150人（認可定員）	100人（利用実績）
需給バランス	200人分不足	250人分不足

北区（ニーズ<供給）

ニーズ	100人分	
供給（C幼稚園）	150人（認可定員）	100人（利用実績）
供給（D幼稚園）	200人（認可定員）	200人（利用実績）
需給バランス	250人分余剰	200人分余剰



北区の余剰を中央区に充てる！

上記の例では、北区においては、C幼稚園とD幼稚園とで実際には合計300人の利用実績がありながら、ニーズ量自体が100人分しかないため、計算上は200人分余剰が生じていることになる。この場合、子ども・子育て支援法に基づく確認（利用定員の設定）は、原則としてニーズの範囲内でしか行えないことから、C幼稚園とD幼稚園の利用定員を合計して100人になるように利用定員を設定せざるを得ないこととなる。しかしながら、子ども・子育て支援法に基づく給付は、利用定員の範囲内で行うことが原則であることから、実際の利用者が300人存在するのであれば、利用定員も300人以上で設定できなければ、利用者である保護者に不利益が生じることとなる。子ども・子育て支援新制度は、子どもと保護者の利益のために導入されるものであることから、制度の導入により保護者に不利益が生じるような事態は避ける必要がある。

そこで、中央区において、供給量が250人分不足している状況を踏まえ、中央区のニーズにC幼稚園及びD幼稚園により供給量を確保することができるよう、上記の基本方針を立てることが適当であると判断したものである。

このようにすることにより、C幼稚園及びD幼稚園に対して利用実績に応じた300人分の利用定員を割り振ることができる。

ただし、本来的には中央区におけるニーズに対しては中央区内に所在する幼稚園等で供給量を確保することが原則であることから、C幼稚園の利用定員を150人で設定することはしないことを原則とする。

対応方針②

上記対応方針①により供給量を確保した上で、それでもなお行政区内のニーズに対する供給量を確保できないときは、別紙2に記載の優先順位により供給量を確保する。

その他

国は、ニーズ<供給となっている教育・保育提供区域内においては、新たな幼稚園等の認可をしないことを基本としつつ、既存保育所から幼保連携型認定こども園へ移行しようとする場合には、幼保連携型認定こども園の普及促進等の観点から、別に市町村子ども・子育て支援事業計画で定める数の範囲内で供給過多となったとしても認可することができることとしている。

国がこの特例を設けた趣旨を踏まえ、本市においてもこの特例を一定の範囲内で認めることを基本方針とするが、具体的にどの程度の数を認めるかについては、今後行う事業者への意向調査の結果等を踏まえ、あらためて市子ども・子育て会議にお諮りすることとする（26年8月以降を予定）。

(2) 2号認定(3～5歳・保育の必要あり)のうち学校教育利用の希望が強い児童を除く及び3号認定(0～2歳・保育の必要あり)

教育・保育提供区域
行政区
量の見込みと平成27年4月1日の制度開始時点における市内の既存供給量
別紙1参照
量の見込み(ニーズ量)の算出方法
国の手引きによる。
27.4.1 時点の供給(見込)量の算出方法
<p>各行政区ごとに当該行政区内に所在する施設について、以下を合計したものを供給量とみなした。</p> <p>① 平成26年4月1日時点で所在する保育所の入所児童数及び認定こども園のうち3号認定子どもに相当する子どもの入園児童数の原則過去3年間(平成23～25年度)の平均実績数(3か年平均)(※1)</p> <p>② 平成27年4月1日までに新たに認可を予定している保育所及び地域型保育事業の認可定員数並びに幼保連携型認定こども園を構成する保育所の定員数のうち3号認定子どもに相当する数(※2)</p> <p>※1 供給量をどのように見込むかについては、おおむね2通りの方法が考えられる。認可定員＝供給量とみなす方法と利用実績数＝供給量とみなす方法である。これに関しては、定員を超えて児童を保育している場合、定員を下回る児童を保育している場合のいずれの場合においても、利用実績数とその施設の実際の受入可能な児童数、すなわち供給量を反映しているものと判断し、上記のとおり原則として過去3年間(各年3月1日時点)の利用実績数の平均を採用することとした。</p> <p>※2 地域型保育事業については、改正児童福祉法に基づき認可するものであるが、国の法制上H27.4.1までに認可事務が完了しない可能性があることから、現時点においては供給量として見込んでいない。</p>
平成27年4月1日時点の需給バランス(見込み)
<p>ニーズ>供給。</p> <p>ただし、東区、白石区、豊平区及び手稲区においては2号認定ニーズ(学校教育利用希望が強いものを除く。)がニーズ<供給となっており、東区及び厚別区においては3号認定ニーズ(1・2歳)がニーズ<供給となっている。</p>

需給バランスがニーズ>供給の場合における基本的な対応方針

対応方針①

ニーズ>供給となっている行政区内に所在する既存保育所に対し、本市の条例で定める設備及び運営に関する基準を満たす範囲内で認可定員を増やすことを勧奨することにより、供給量を増やす。この場合、特にニーズに対する供給量が不足する0歳児を中心とする低年齢児について受入数を増やすことを求める。

(理由)

単純化した以下の事例により説明を行う。

例

中央区 (ニーズ>供給)

ニーズ	300人分	
供給 (A保育園)	90人 (認可定員)	110人 (利用実績)
供給 (B保育園)	120人 (認可定員)	140人 (利用実績)
需給バランス	90人分不足	50人分不足

上記の例では、ニーズと認可定員を比較すると90人分不足が生じているように見えるが、実際にはA保育園及びB保育園が定員を超えて児童を受託しているため、ニーズと実際の受託児童数を比較すると50人分不足しているのが実態であることがわかる。

ここで問題となるのは、市町村子ども・子育て支援事業計画の策定に当たって、供給量としてカウントすることができるのは「認可定員数を上限として設定する利用定員数」であることである。つまり、A保育園とB保育園は実際には合わせて250人の児童を受託できるにもかかわらず、計画上は認可定員の合計である210人しか受託できないものとして考えなければならないということである。結果、実際には50人分だけ不足しているにもかかわらず、90人分不足しているものとして、たとえば90人定員の保育所を新設するなどにより供給量を確保しなければならないことになってしまうのである。

このような問題が生じないようにするためには、A保育園とB保育園の認可定員を利用実績と同じ250人に引き上げ、利用定員も250人に設定するという方法が最も適当である。

なお、本市においては、25.4.1時点で全市で869人(26.3.1時点で全市で2,311人。年度の後半に行けばいくほど超過入所数は増

え、児童の卒園に伴い年度当初は超過入所者数は減少する。)の認可定員を超える入所児童があり、これを計画上の供給量として見込むことができなければ、同数以上を新たな保育所等により供給量を確保しなければならなくなるおそれがある。

また、資料4に記載のあるとおり、就学前児童数の減少により本市の保育ニーズは減少を続けることになる見込みであることを考慮しても、新たな施設を作るのではなく、既存の保育所等を可能な限り活用して供給量を確保することは保育の質の確保の観点からも、社会的資源の有効活用の観点や新たな保育所等の整備補助金等に要する公金の支出の抑制の観点からも適当であると考えられる。

対応方針②

2号認定ニーズ又は3号認定ニーズ(1・2歳)のいずれか、又は両方がニーズ<供給となっている行政区に所在する保育所に対しても利用実績に応じた利用定員を割り振ることができるように、ニーズ>供給となっている行政区におけるニーズに対し、ニーズ<供給となっている行政区(主に隣接区を想定)に所在する保育所により供給量を確保する。

なお、この場合において、利用実績が定員を超えている保育所に対しては、上記対応方針①と同様に定員増を勧奨する。

ただし、これらの取扱は市内すべての保育所に対し利用実績に応じた利用定員を割り振ることができるようにするという目的を達成する程度でのみ実施することを原則とし、利用実績を上回る利用定員の設定を行うのは原則としてニーズ>供給となっている行政区のみとする。

(理由)

上記(1)対応方針①の理由(3ページ～4ページ参照)に同じ。

対応方針③

上記対応方針①及び②により供給量を確保した上で、それでもなお行政区内のニーズに対する供給量を確保できないときは、別紙2に記載の優先順位により保育所等を新たに認可することにより供給量を確保する。

その他

国は、ニーズ<供給となっている教育・保育提供区域内においては、新たな保育所等の認可をしないことを基本としつつ、既存幼稚園から幼保連携型認定こども園へ移行しようとする場合には、幼保連携型認定こども園の普及促進等の観点から、別に市町村子ども・子育て支援事業計画で定める数の範囲内で供給過多となったとしても認可することができることとしている。

国がこの特例を設けた趣旨を踏まえ、本市においてもこの特例を一定の範囲内で認めることを基本方針とするが、具体的にどの程度の数を認めるかについては、今後行う事業者への意向調査の結果等も踏まえ、あらためて市子ども・子育て会議にお諮りすることとする（26年8月以降を予定）。

2 地域子ども・子育て支援事業関係

(1) 利用者支援事業

教育・保育提供区域						
行政区						
量の見込みと平成27年4月1日の制度開始時点における市内の既存供給量						
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み(箇所)	(ニーズ量調査によらない)	20	20	20	20	20
②27.4.1時点の供給(見込)量		19	—	—	—	—
②-①	過不足	▲1	—	—	—	—
量の見込み(ニーズ量)の算出方法						
<p>本事業については、施設や事業の斡旋等を含む支援と位置付け、実施主体を行政とした。したがって、具体的な拠点は、各区において子育て支援の中心的役割を担っている区役所と区保育・子育て支援センター等とし、市内の見込み総量をニーズ量調査によらず10区×2か所=20か所として算出した。</p> <p>なお、国では当該事業を2～3の中学校区に1か所程度で行うことを想定している。一方、札幌市においては平成26年度中に市内全中学校区97か所において常設子育てサロンを設置する計画(第3次札幌新まちづくり計画目標)であるが、当該拠点では「地域子育て支援拠点事業」(5)を参照)を行うこととしている。</p>						
27.4.1時点の供給(見込)量の算出方法						
<p>各区2カ所は下記内訳で供給する。</p> <p>(1) 区役所(全市で10か所、保育コーディネーター等による施設・事業の斡旋機能等)</p> <p>(2) 区保育・子育て支援センター等(全市で9か所、現在実施している利用者支援機能を強化)</p>						
平成27年4月1日時点の需給バランス(見込み)						
ニーズ>供給						

需給バランスがニーズ>供給の場合における基本的な対応方針

平成31年度までに、上記「27.4.1時点の供給（見込）量の算出方法」（2）に記載の内容で1カ所供給量を増やし、ニーズ=供給となる体制を整える。
--

その他

(2) 時間外保育事業

教育・保育提供区域						
行政区						
量の見込みと平成27年4月1日の制度開始時点における市内の既存供給量						
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み(人)		16,398	16,171	15,849	15,548	15,235
②27.4.1時点の供給(見込)量		23,817	-	-	-	-
②-①	過不足	7,419	-	-	-	-
量の見込み(ニーズ量)の算出方法						
国の手引きによる。						
27.4.1時点の供給(見込)量の算出方法						
平成27年4月1日時点における認可保育所(開園を予定している保育所を含む。)260園のうち、延長保育事業を実施している園(実施予定の園を含む。)248園の定員数を合計した数を供給見込み量とした。						
平成27年4月1日時点の需給バランス(見込み)						
ニーズ<供給						
需給バランスがニーズ>供給の場合における基本的な対応方針						
時間外保育事業(延長保育事業)については、全体の供給量はニーズを上回っているが、2号認定子ども又は3号認定子どもを受託する認可保育所、認定こども園、地域型保育所等において行われることになるため、当該事業を行っていない既存の認可保育所への実施を要請するとともに、新たな認可保育所等の設置にあたっては同事業の実施を要請するなどして供給量を確保していくことを基本方針とする。						
その他						

(3) 放課後児童健全育成事業

教育・保育提供区域						
行政区						
量の見込みと平成27年4月1日の制度開始時点における市内の既存供給量						
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み(人) ※()内は国の手引きによる量の見込み	全体	13,586 (21,049)	13,690 (20,992)	13,847 (21,059)	13,860 (21,068)	13,747 (20,961)
	低学年	10,911 (12,845)	11,010 (12,862)	11,225 (12,883)	11,119 (12,746)	10,997 (12,628)
	高学年	2,675 (8,204)	2,680 (8,130)	2,622 (8,177)	2,741 (8,322)	2,750 (8,333)
②27.4.1時点の供給(見込)量		15,157	-	-	-	-
②-①		過不足 1,571	-	-	-	-
量の見込み(ニーズ量)の算出方法						
新1年生は国手引きにより、2年生から6年生は前年度の登録実績(1～5年生)に過去の学年進行による逓減率※をかけて算出した。 ※23年度～25年度実績の平均による						
	1年→2年	2年→3年	3年→4年	4年→5年	5年→6年	
	0.92	0.77	0.54	0.45	0.57	
27.4.1時点の供給(見込)量の算出方法						
児童会館及びミニ児童会館における児童クラブの専用区画の面積を1.65㎡で割った数を供給見込み量とした。ただし、児童数の捉え方については出席率も考慮する予定であるとともに、民間児童育成会や他の民間事業者における供給もあるため、最低限として供給できる見込量である。						
平成27年4月1日時点の需給バランス(見込み)						
市全体で見ると、ニーズ<供給となるが、児童会館及びミニ児童会館の中には、過密状態となっているところもある。						

需給バランスがニーズ>供給の場合における基本的な対応方針

小学校の児童数が多い場合や校区内に児童クラブがない場合などは、一部の施設に児童が集中する傾向があるため、児童クラブ間の利用調整、ミニ児童会館の新設拡張、学校と併設した児童会館の再整備を進め、過密化の解消を図る。

その他

(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

教育・保育提供区域						
全市（市内6カ所の実施施設について、すべての施設が全市の児童を対象にしており、供給体制が確保されているため）						
量の見込みと平成27年4月1日の制度開始時点における市内の既存供給量						
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み(人日)	5歳以下のみ	387	382	375	366	359
②27.4.1時点の供給(見込)量	5歳以下のみ	6,597	-	-	-	-
②-①	過不足	6,121	-	-	-	-
量の見込み（ニーズ量）の算出方法						
国手引きによる。						
27.4.1時点の供給（見込）量の算出方法						
本事業を委託している市内養護施設及び乳児院から聴取した受入可能数合計11,315人日。これは本事業の受入対象である0歳～17歳の児童を対象としたものであるため、過去3年間の実績における5歳以下児童の利用割合58.3%を用いて、 $11,315 \text{ 人日} \times 58.3\% = 6,597 \text{ 人日}$ と算出した。						
平成27年4月1日時点の需給バランス（見込み）						
ニーズ<供給						
需給バランスがニーズ>供給の場合における基本的な対応方針						
その他						

(5) 地域子育て支援拠点事業

教育・保育提供区域						
行政区						
量の見込みと平成27年4月1日の制度開始時点における市内の既存供給量						
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み(人回)	2歳以下のみ	31,847	31,163	30,420	29,760	29,158
②27.4.1時点の供給(見込)量		59,711	-	-	-	-
②-①	過不足	27,864	-	-	-	-
量の見込み(ニーズ量)の算出方法						
<p>国の手引きによる算出方法の概要は、2歳以下のすべての児童数に利用意向率を乗じてニーズ量を算出するというものである。しかしながら、2歳以下の児童で3号認定を受ける児童は、日中保育サービスを受ける可能性が高く、実際には本事業を利用する可能性は低いと考えられる。そのため、国手引きに基づくニーズ量から、3号認定を受ける児童分の数値を差し引いたニーズ量とする。</p>						
27.4.1時点の供給(見込)量の算出方法						
<p>第3次札幌新まちづくり計画(以下「3次新まち」という。)の計画最終年度である平成26年度中に、全中学校区に97か所(3次新まち目標値)の常設子育てサロンの設置を達成するものとした場合の供給量59,711人回とする。</p>						
平成27年4月1日時点の需給バランス(見込み)						
ニーズ<供給						
需給バランスがニーズ>供給の場合における基本的な対応方針						
<p>平成27年度時点でニーズを上回る供給量を確保することができるため、平成27年度以降の常設子育てサロンの新たな設置は行わないことを基本とする。ただし、平成27年度当初、目標値が達成されない場合には、平成27年度以降の整備を継続する。その際には、地域における他の子育てサロンの位置関係等も踏まえつつ、地域の理解を得ながら、様々な担い手の中から各地域にあった適切な運営ができる団体に運営費の補助等を実施することにより整備を進めることとする。</p>						
その他						

(6) 一時預かり事業（幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育））

教育・保育提供区域						
行政区						
量の見込みと平成27年4月1日の制度開始時点における市内の既存供給量						
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み(人日)	1号認定による利用	235,273	234,127	230,766	227,148	222,692
	2号認定による定期的な利用	1,020,715	1,012,266	995,750	977,768	957,285
②27.4.1時点の供給(見込)量	一時預かり事業(在園児対応型)	-	-	-	-	-
②-①	過不足	-	-	-	-	-
量の見込み（ニーズ量）の算出方法						
国手引きによる。						
27.4.1時点の供給（見込）量の算出方法						
当該事業は、幼稚園在園児を対象とした預かり事業であるが、通園する既存幼稚園の預かり保育の受け入れ体制等の詳細が現時点では不明であるため、供給量を見込むことが困難である。						
平成27年4月1日時点の需給バランス（見込み）						
-						
需給バランスがニーズ>供給の場合における基本的な対応方針						
新制度への移行により保護者の混乱を招くことがないように、通園する幼稚園での一時預かりを希望する者が利用可能な供給量を確保に向け、既存幼稚園での一時預かり事業の実施を求めていく。						
その他						

(7) 一時預かり事業（在園児対象型を除く。）、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業を除く。）、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）

教育・保育提供区域						
行政区						
量の見込みと平成27年4月1日の制度開始時点における市内の既存供給量						
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み(人日)		534,148	525,168	513,874	504,011	494,152
① 27.4.1 時点の供給 (見込)量	一時預かり事業(在園児対応型を除く。)	160,540	-	-	-	-
	子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業を除く。)	283,657	-	-	-	-
	子育て短期支援事業(トワイライトステイ)	-	-	-	-	-
② ①	過不足	▲89,951	-	-	-	-
量の見込み(ニーズ量)の算出方法						
国手引きによる。						
27.4.1 時点の供給(見込)量の算出方法						
○一時預かり事業(在園時対応型を除く。)については、現在の認可保育所における一時保育での供給量160,540人日の継続を前提とする。						
○子育て援助活動支援事業(ファミリーサポートセンター事業。病児・緊急対応強化事業を除く。)については、過去の伸び率を踏まえた27年度の提供会員数をもとにした供給量283,657人日とする。						
平成27年4月1日時点の需給バランス(見込み)						
市全体でみるとニーズ>供給となるが、区別に見ると区ごとに状況が異なり、南区及び手稲区ではニーズ<供給となっており、それ以外の区でニーズ>供給となっている。						
需給バランスがニーズ>供給の場合における基本的な対応方針						
27年度以降、ほとんどの区において供給量の不足が生じる見込みである。本事業のニーズ量の算定方法の概要は、5歳以下のすべて						

の児童数に利用意向率を乗じるというものであるが、5歳以下の児童のうち2・3号認定を受ける児童は、日中、教育・保育サービスを受けることとなるため、一時預かり事業を利用する可能性が低くなることが推測される。

そのため、27年度以降、新制度下での保育サービスの利用実態等を踏まえながらニーズ量及び供給量の検証を行うこととし、当面は、以下の考え方で供給量を増やしていくこととする。

○子育て援助活動支援事業は、供給量が不足している区の提供会員を増やすことで供給量の増加に努める。認可保育園での一時預かりは、待機児童の状況から直ちに供給量の増加は見込むことはできないが、既存保育所での実施拡大や幼稚園等での実施について参入を働きかけていく。

○なお、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）は、児童養護施設や母子生活支援施設などでの実施が想定されるが、現在の入所者や他事業の運営等を勘案すると実施が困難な状況であるため、供給量としては見込まないこととする。

その他

(8) 病児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）

教育・保育提供区域						
行政区						
量の見込みと平成27年4月1日の制度開始時点における市内の既存供給量						
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み(人日)		139,021	137,153	134,470	131,984	129,339
②27.4.1時点の供給(見込)量	病児保育事業	6,468	-	-	-	-
	子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業)	79,815	-	-	-	-
③ ①	過不足	▲52,738	-	-	-	-
量の見込み(ニーズ量)の算出方法						
国手引きによる。						
27.4.1時点の供給(見込)量の算出方法						
病児保育事業については、現在の病後児デイサービス事業の供給量6,468人日の継続を前提とする。 子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業。以下「緊サポ」という。))については、過去の伸び率を踏まえた27年度の提供会員数をもとにした供給量79,815人日とする。						
平成27年4月1日時点の需給バランス(見込み)						
市全体でみるとニーズ>供給となるが、南区のみニーズ<供給となっている。						
需給バランスがニーズ>供給の場合における基本的な対応方針						
27年度以降、ほとんどの区において供給量の不足が生じる見込みであることから、以下の考え方で供給量を確保する。						
① 病児保育事業(病後児デイサービス)は、医療事業の他に、利用者の有無にかかわらず保育室や保育士を常に確保しなければならず、現行事業は社会貢献の意識の強い事業者によって実施されている。新たな事業者を確保することは困難な状況だが、病院事業者には業務内容や意義などを説明し、参入を働きかけていく。						
② 緊サポは、供給量が不足している区の提供会員を増やすことにより、供給量を増加させることが可能と見込まれる。						
以上のことから、当面は、主に緊サポの提供会員の増加による供給量の確保を図っていく。						
その他						

(9) 子育て援助活動支援事業（就学後）

教育・保育提供区域						
行政区						
量の見込みと平成27年4月1日の制度開始時点における市内の既存供給量						
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み		63,420	63,069	63,422	63,663	63,810
	低学年(6-8歳)	30,967	31,087	31,334	30,783	30,842
	高学年(9-11歳)	32,453	31,982	32,088	32,880	32,968
②27.4.1時点の供給(見込)量	子育て援助活動支援事業(就学後)	60,748	-	-	-	-
②-①	過不足	▲2,672	-	-	-	-
量の見込み（ニーズ量）の算出方法						
国手引きによる。						
27.4.1時点の供給（見込）量の算出方法						
子育て援助活動支援事業（就学後）については、過去の伸び率を踏まえた27年度の提供会員数（就学児援助分に限る）をもとにした60,748人日とする。						
平成27年4年1日時点の需給バランス（見込み）						
市全体で見るとニーズ>供給となるが、区別に見ると区ごとに状況が異なり、北区及び白石区ではニーズ>供給となっているが、それ以外の区でニーズ<供給となっている。						
需給バランスがニーズ>供給の場合における基本的な対応方針						
ニーズ>供給となっている行政区において、提供会員を増やすことにより供給量の増加に努める。ただし、本事業は提供会員、依頼会員いずれの居宅でも児童を預かることが可能である（たとえば、北区の提供会員が中央区の利用希望者の居宅で子を預かることも可能である）ことを踏まえ、ニーズ>供給量（供給不足）となっている行政区に隣接する行政区（ニーズ量<供給量（供給過多）となっている行政区に限る。）の提供会員により、供給不足の行政区の供給量を確保する。						
その他						

(10) 乳児家庭全戸訪問事業

教育・保育提供区域						
行政区						
量の見込みと平成27年4月1日の制度開始時点における市内の既存供給量						
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み	(ニーズ量調査によらない推計)	13,459	13,150	12,871	12,626	12,390
②供給(見込)量		13,459	13,150	12,871	12,626	12,390
②-①	過不足	0	0	0	0	0
量の見込み(ニーズ量)の算出方法						
ニーズ量をアンケート調査により把握することが想定されておらず、国手引きに算定方法が定められていないため、訪問率を100%とし、各年度における0歳児の推計人口をそのまま訪問人数=ニーズ量とした。						
27.4.1時点の供給(見込)量の算出方法						
量の見込みと同数(乳児家庭への訪問は、区保健センターの保健師及び母子保健訪問指導員が実施しているが、現状で全戸訪問実施のために必要な体制を確保しているため。)						
平成27年4月1日時点の需給バランス(見込み)						
ニーズ=供給(平成28年度以降もニーズ=供給を維持できる見込みである。)						
需給バランスがニーズ>供給の場合における基本的な対応方針						
その他						

(11) 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

教育・保育提供区域						
行政区						
量の見込みと平成27年4月1日の制度開始時点における市内の既存供給量						
養育支援訪問事業その他		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み	(ニーズ量調査によらない推計)	3,904	4,077	4,272	4,495	4,743
②供給(見込)量		3,904	4,077	4,272	4,495	4,743
②-①	過不足	0	0	0	0	0
量の見込み(ニーズ量)の算出方法						
<p>ニーズ量をアンケート調査により把握することが想定されておらず、国手引きに算定方法が定められていないため、事業の実績及び伸び率と各年度の0歳推計人口によりニーズ量を算出した。</p> <p>① 保健と医療が連携した育児支援ネットワーク事業(※1)による訪問件数を推計</p> <p>② 産後のメンタルヘルス支援事業(※2)で継続支援となる件数を推計</p> <p>③ 妊婦支援相談事業(※3)で継続支援となる件数を推計</p> <p>ニーズ量=①+②+③</p> <p>※1 育児支援ネットワーク事業とは、ハイリスク要因を有する妊婦及び親子を早期に把握し、医療機関と保健センター等が連携して育児を支援する事業である。</p> <p>※2 産後のメンタルヘルス支援事業とは、産後うつ病をはじめとした母親のメンタルヘルスの問題を早期に発見し、適切な支援を行うことによって、母親の心身の負担の軽減及び虐待の未然防止を図る事業である。</p> <p>※3 妊婦支援相談事業とは、母子健康手帳交付時に保健師が面接を行い、リスクアセスメントを実施し、ハイリスク妊婦の早期発見と適切な支援を実施する事業である。</p>						
27.4.1 時点の供給(見込)量の算出方法						
<p>量の見込みと同数(養育支援訪問事業の支援については、区保健センターの保健師、及び母子保健訪問指導員が実施しているが、現状で支援実施のために必要な体制を確保しているため。)</p>						

平成 27 年 4 年 1 日時点の需給バランス（見込み）
ニーズ＝供給（平成 28 年度以降もニーズ＝供給を維持できる見込みである。）
需給バランスがニーズ＞供給の場合における基本的な対応方針
その他

(12) 妊婦に対する健康診査

教育・保育提供区域						
全市（市内の産婦人科医療機関及び助産所に妊婦健診を委託しており、必要な健診体制を確保しているため。）						
量の見込みと平成27年4月1日の制度開始時点における市内の既存供給量						
妊婦に対する健康診査		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み(回)	(ニーズ量調査によらない推計)	195,958	191,464	187,404	183,834	180,404
②供給(見込)量		195,958	191,464	187,404	183,834	180,404
②-①	過不足	0	0	0	0	0
量の見込み（ニーズ量）の算出方法						
ニーズ量をアンケート調査により把握することが想定されておらず、国手引きに算定方法が定められていないため、下記の方法によりニーズ量を算出した。						
①各年度の推計妊婦数を算出 （各年度の0歳児推計人口）×1.04 ^{※1} ※1 0歳児推計人口と妊婦数（＝母子手帳交付数）の比率の平均値（22年度～24年度）						
②健診回数を算出 （各年度の推計妊婦数）×14 ^{※2} ※2 1人当たりの健診回数（札幌市の助成対象となる妊婦健診回数）						
27.4.1 時点の供給（見込）量の算出方法						
量の見込みと同数（市内の産婦人科医療機関及び助産所に妊婦健診を委託しており、必要な健診体制を確保しているため。）						
平成27年4月1日時点の需給バランス（見込み）						
ニーズ＝供給（平成28年度以降もニーズ＝供給を維持できる見込みである。）						
需給バランスがニーズ＞供給の場合における基本的な対応方針						
その他						